

# 大分県報

令和七年  
第五八九号  
三月七日

（金曜日）

## 目次

### 告示

私立学校振興助成法施行規則第二条第四号に掲げる所轄庁が定める書類……………一  
道路の供用開始……………一  
大分県土地利用基本計画の変更……………一

### 選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………二  
工事完了公告……………二

## 告示

### 大分県告示第九十九号

私立学校振興助成法施行規則（令和六年文部科学省令第二十九号）第二条第四号の規定に基づき、知事の所轄に属する学校法人で、小学校、中学校、高等学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園を設置するものに係る私立学校振興助成法施行規則第二条第四号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定める。

令和七年三月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

知事の所轄に属する学校法人で、小学校、中学校、高等学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園を設置するものに係る私立学校振興助成法施行規則第二条第四号に掲げる所轄庁が

令和七年三月七日

定める書類は、人件費支出内訳表が同令第五条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告とする。

### 附則

（施行期日）

1 この告示は、令和七年四月一日から施行し、令和七年度に係る書類の提出から適用する。

（私立学校振興助成法の規定に基づく届出事項の指定の廃止）

2 私立学校振興助成法の規定に基づく届出事項の指定（平成二十七年大分県告示第六百九十五号）は、廃止する。

（私立学校振興助成法の規定に基づく届出事項の指定の廃止に伴う経過措置）

3 令和六年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書については、なお従前の例による。

### 大分県告示第百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年三月七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年三月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道地蔵峠小田原線

豊後高田市長岩屋字一ノ払一七二二番一地从先から  
豊後高田市長岩屋字地主一六二四番まで

令七・三・七

### 大分県告示第百一号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項の規定により、令和七年二月十七日、次のように大分県土地利用基本計画の一部を変更した。

なお、変更した大分県土地利用基本計画図は、大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

大分県報（告示）

一

に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県土地利用基本計画図の変更

一 次の市における都市地域の拡大

臼杵市

二 次の市町における森林地域の縮小

大分市、中津市、竹田市、宇佐市、由布市及び日出町

### ○選挙管理委員会告示

#### 大分県選挙管理委員会告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和七年三月三日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十百分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和七年三月七日

大分県選挙管理委員会委員長 千野 博之

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十百分の一の数

一八、五四〇人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二一五、八七二人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市	一三一、四五〇人
別府市	三〇、九六三人
中津市	二二、二二〇人
日田市	一七、〇〇七人
佐伯市	一八、六五八人
臼杵市	一〇、一二一人
津久見市	四、四九四人
竹田市	五、五三三人
豊後高田市	五、九三三人
杵築市	七、五六四人
宇佐市	一四、五八〇人
豊後大野市	九、三〇一人
由布市	九、二四七人
国東市・姫島村	七、八三六人
日出町	七、七三〇人
九重町・玖珠町	六、三六二人

### ○公告

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十八条第二項の規定により、次の特定開発行為に関する対策工事等が完了したので、検査済証を交付した。

令和七年三月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 開発区域

大分市大字田尻字井ノ本千三百七十七番一ほか八筆並びに包含する里道及び水路

二 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

FDM株式会社

代表取締役 高倉 潤

大分市金池南一丁目三番三十一号

令和七年三月七日

大分県報（公告）

三